

第四三回

参第三二号

都市高速鉄道建設助成特別措置法（案）

（目的）

第一条 この法律は、都市高速鉄道の建設を助成することにより、緊急に都市における高速度の交通機関の整備の促進を図り、もつて都市交通の円滑化に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「都市高速鉄道」とは、地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第一条第一項の地方鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項の軌道であつて、都市及びその周辺において、主として地下に又は高架で敷設されたものをいう。

（都市高速鉄道の予定路線の指定）

第三条 運輸大臣は、都市交通審議会の意見をきき、かつ、閣議の決定を経て、緊急に建設すべき都市高速鉄道の予定路線（以下「予定路線」という。）を指定するものとする。

2 運輸大臣は、予定路線の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

3 前二項の規定は、予定路線を変更しようとする場合について準用する。

（補助）

第四条 政府は、地方鉄道業者又は軌道経営者（以下「地方鉄道業者等」という。）に対し、昭和三十九年度から昭和五十三年度（予定路線に係る都市高速鉄道の全部について営業を行なうこととなつた日から起算して五年を経過した日の前日の属する年度が昭和五十二年以前年度の年度に当たる場合においては当該年度）までにおいて、地方鉄道業者等が昭和三十八年度以降昭和四十七年度までに予定路線に係る都市高速鉄道の建設に要した資金について、運輸省令で定めるところにより計算して得た当該年度の前年度分の利子の額に相当する額の範囲内において、予算で定めるところにより補助することができる。

（利益を生じた場合における控除）

第五条 前条の規定による補助（以下「新線建設補助」という。）に係る都市高速鉄道について、営業の開始後、運輸省令で定めるところにより計算して得た利益を生じた場合は、その利益の額に相当する額を翌年度の新線建設補助に係る同条の利子の額から控除するものとする。

（補助金の還付）

第六条 地方鉄道業者等は、新線建設補助に係る都市高速鉄道の全部について営業を行なうこととなつた日の属する年度から起算して十年度以内に前条に規定する利益を生じた場合は、その利益を生じた年度の翌年度において、政府に対し、その利益の額の二分の一を下らない金額を、運輸省令で定めるところにより計算して得た当該都市高速鉄道に係る新線建設補助の額の合計額に相当する額に達するまで還付しなければならない。

(大蔵大臣との協議)

第七条 運輸大臣は、前三条の運輸省令を定めようとするときは、大蔵大臣と協議するものとする。

(資金の確保に関する措置)

第八条 政府は、予定路線に係る都市高速鉄道の建設について、地方鉄道業者等が必要とする資金の確保に関する措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十五 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)による地方鉄道業者(帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)による帝都高速度交通営団を含むものとする。)及び軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者が都市高速鉄道建設助成特別措置法(昭和三十八年法律第 号)に規定する予定路線に係る都市高速鉄道の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項第二号の三中「(昭和十六年法律第五十一号)」を削り、同項第二号の四中「(大正八年法律第五十二号)」及び「(大正十年法律第七十六号)」を削り、同項同号の次に次の一号を加える。

二の五 地方鉄道法による地方鉄道業者(帝都高速度交通営団法による帝都高速度交通営団を含むものとする。)及び軌道法による軌道経営者が都市高速鉄道建設助成特別措置法によりその建設につき補助を受けた都市高速鉄道の用に供する固定資産(第二号の三及び第二号の四に掲げる固定資産を除く。)で政令で定めるもの

理 由

緊急に都市における高速度の交通機関の整備の促進を図るため、地方鉄道業者等に対し、運輸大臣の指定した予定路線に係る都市高速鉄道の建設に要した資金の利子相当額の範囲内において、補助することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約十六億八千万円の見込みである。